

小規模農村整備事業の補助率及び採択基準の概要

事業種別（区分）	事業主体	事業費負担区分			採 択 基 準	
		国	県	地元	受益面積又は規模	事 業 内 容 等
県単独事業						
小規模農村整備事業					1 事業費の上限 ・30,000千円/地区 ・災害復旧 400千円未満/箇所 2 事業費の下限 ・市町村 2,000千円/地区 ・市町村以外 500千円/地区 ・災害復旧 130千円/箇所 (県民参加型、環境保全対策調査は除く)	・国庫補助の対象とならない小規模な農業生産基盤保全整備、農村地域保全整備など
一般型					・市町村、土地改良区等が行う事業	
農業生産基盤保全整備						・ほ場、農業用排水施設、農作業道、農地・農業用施設保全等の農業生産基盤を保全・整備する事業であって、地域農業の維持及び振興を図るもの
下記を除く 農業生産基盤保全整備	団体	—	40 (35)	60 (65)	・受益戸数2戸以上 ・受益面積の合計が5ha未満であること ただし、国庫補助事業での採択が困難な地区はこの限りではない	
農地集積促進	団体	—	50 (45)	50 (55)	・上記のほか、事業完了3年後までに、担い手等への農地利用集積率が10%以上増加することが確実と見込まれること	
農村地域保全整備						・農村環境整備、地域活性化施設整備、災害復旧等の安全で災害に強い農村づくりや農村の生活環境を改善する事業であって、農村の集落機能の維持及び強化を図るもの
下記を除く 農村地域保全整備	団体	—	1/3 (30)	2/3 (70)	・受益戸数2戸以上であること	
災害復旧	団体	—	農地 50 農業用施設 65	50 35	・暫定法に基づく異常な気象による災害で国の災害復旧事業の対象とならないもの	
環境保全対策調査	団体	—	50	50	・農業・農村の多面的機能の発揮・向上が必要な地域であること	・環境調査 ・農業水利施設管理体制整備支援 (1)維持管理計画に関すること ①データベース化 ②組織体制の整理 (2)施設管理台帳に関すること ①データベース化 ②用排水系統の整理 ③管理・操作の文書化・データベース化 (3)受益地の把握 ①データベース化
特別対策	団体	—	40 (35)	60 (65)	・受益戸数2戸以上であること	・鳥獣被害防止施設等を整備する事業であって、地域農業が抱える課題解決を図るもの
県民参加型	団体	—	50	50	・市町村長を補助事業者とし、県民が間接補助で行う事業 ・上記各事業において、県民参加による直営施工を実施するもの	
[補助率について] 注1 次に掲げる特別地域は補助率5%上乗せする。ただし、環境保全対策調査、災害復旧及び県民参加型については対象外とする (1)豪雪地帯、特別豪雪地帯 (2)過疎地域 (3)振興山村 (4)特定農山村地域 (5)関係農業集落の林野率が50%以上であり、かつ主傾斜が概ね1/100以上の農用地面積が当該地域の全農用地面積の50%以上を占める地域 注2 補助率の()は、事業主体が市町村で、財政力指数が0.75以上(各毎年度別途提示)場合に適用する ただし、区画整理、災害復旧、環境保全対策調査及び県民参加型は対象外とする [事業費について] 注3 実施要件で示す事業費の上限または下限は、複数年の工期を採用する地区については各年度毎の事業費とする						

※ その他の事業については群馬県農村整備課計画評価係までご相談ください。

電話 027-226-3154